

15 持続可能な開発のための国連海洋科学の10年 (2021-2030) 準備期間の取組

2030年までの国際社会全体の開発目標である持続可能な開発目標（SDGs）において、「海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用」に焦点を当てた持続可能な開発目標14（SDG14：海の豊かさを守ろう）が設定され、その達成に向けては、海洋観測に基づく科学的知見の充実が必要であるとの国際的な認識が高まっています。第72回国連総会（平成29年（2017年）12月）において、令和3年（2021年）からの10年を「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」（以降、「10年」）と宣言する決議が採択されました。

この決議を受けて、令和2年（2020年）までを「10年」に向けた準備期間とし、国際的な取組が推進されています。平成30年（2018年）7月のユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）の第51回執行理事会で採択された「10年」改定ロードマップでは、「10年」の達成によってもたらされる社会的成果として、以下6項目の内容が掲げられています。

- ① きれいな海（A clean ocean）
- ② 健全で回復力のある海（A healthy and resilient ocean）
- ③ 予測できる海（A predicted ocean）
- ④ 安全な海（A safe ocean）
- ⑤ 持続的に収穫できる生産的な海（A sustainable productive ocean）
- ⑥ データ・情報・技術にアクセスしやすい海
（A transparent and accessible ocean）

我が国は、国連決議を踏まえ、「10年」の実施計画策定とその実施に積極的に関与することとしており、令和元年（2019年）7月にはIOCの西太平洋地域小委員会（WESTPAC）等が主催した「北太平洋地域ワークショップ」（科学者、行政官、産業界、NPO/NGOから約160名が参加）の東京開催をホストしたほか、関連国際会議への専門家派遣などを行っています。引き続き、「10年」への関与を通じ、SDG14をはじめとするSDGsの達成に向けて貢献していきます。



北太平洋地域ワークショップ（令和元年7月31日～8月2日）の参加者